（別添3）変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

○厚生労働省告示第二百二十三号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四号）の施行に伴い、及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条第一項の規定に基づき、指定医療機関医療担当規程（昭和二十五年厚生省告示第二百二十二号）の一部を次のように改正し、生活保護法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年七月一日）から適用する。

平成二十六年四月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

第十三条中「及び指定助産師又は指定施術者」を「に、第一条から第五条まで及び第七条から第十条までの規定は、指定助産機関又は指定施術機関」に改め、「施術を担当する場合に」の下に「、それぞれ」を加える。

○厚生労働省告示第二百二十四号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四号）及び生活保護法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第五十七号）の施行に伴い、及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十八条の五の規定に基づき、生活保護法施行規則第十八条の五の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法を次のように定め、生活保護法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年七月一日）から適用する。ただし、就労（第一号に規定する認定日における就労に限る。）による収入が保護の実施機関により初めて収入として認定された月が平成二十五年十二月以前である被保護者に係る第二号の規定の適用については、同号イ中「就労（認定日における就労に限る。）による収入が保護の実施機関により初めて収入として認定された月（以下「基準月」という。）」とあり、及び同号ロからニまで中「基準月」とあるのは「平成二十六年一月」とする。

平成二十六年四月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

生活保護法施行規則第十八条の五の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法

生活保護法施行規則第十八条の五の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法は、第一号に掲げる期間の各月における生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）第六条第一項に規定する被保護者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の就労による収入（法第十九条第四項に規定する保護の実施機関（以下「保護の実施機関」という。）が、当該世帯に係る就労による収入として認定したものに限る。以下同じ。）の額に、第二号イからニまでに掲げる場合に応じた当該イからニまでに定める率を乗じて得た額を合算した額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の当該世帯の全ての世帯員の合計額又は十五万円（単身の世帯にあつては、十万円）のいずれか低い額を算定する方法とする。

一　法第五十五条の四第二項に規定する支給機関が、就労自立給付金の支給を受けようとする被保護者が同条第一項の規定により保護を必要としなくなつたと認めた日（次号において「認定日」という。）が属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月をいう。）から起算して前六月の期間（当該期間中に法第二十六条の規定により月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて保護を停止した月を除き、次号において「算定対象期間」という。）

二　次のイからニまでに掲げる場合に応じて、それぞれイからニまでに掲げる率

イ　算定対象期間に係る月が、就労（認定日における就労に限る。）による収入が保護の実施機関により初めて収入として認定された月（以下「基準月」という。）から起算して三月までの各月である場合　百分の三十

ロ　算定対象期間に係る月が、基準月から起算して四月から六月までの各月である場合　百分の二十七

ハ　算定対象期間に係る月が、基準月から起算して七月から九月までの各月である場合　百分の十八

ニ　算定対象期間に係る月が、基準月から起算して十月以上経過している場合　百分の十二

○関東地方整備局告示第二百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十六年四月十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画公園事業第六・五・十五号上板橋公園